

戦前の日本におけるセツルメント・隣保事業の対象と 運営主体，実践方法をめぐる議論

Objects, Private – Voluntary Issues, Methods of Practice of Japanese Social Settlements
— Discourses before World War II

柴田 謙治

Kenji SHIBATA

はじめに — 研究の背景，目的と対象，方法

柴田謙治（2017）で述べたように，今日の日本では貧困に対応する社会福祉や地域福祉が求められているが，本稿の執筆時点では，日本で現存するセツルメントでそのような実践を継続できているのは，大阪の石井記念愛染園隣保館と石井記念愛染園西成市民館のみであろう。そこで筆者は，日本でセツルメントが貧困問題に取り組んでいた時代に遡り，地域福祉が貧困に対応する意義や前提，方法，そして「支え合い」とどまらない人権思想について考察を試みたい。

柴田謙治（2017）では，日本でセツルメントが貧困問題に取り組んでいた時代に遡り，①隣保事業の定義では，セツルメントの定義に比べると「貧困地域における取り組み」よりも「総合性」が強調される傾向があり，②セツルメントの輸入性もあって，「貧困な地域住民の社会的・精神的生活の向上」と「近隣関係の涵養」「社会改良」という，異なる目的を達成できるのかについて現場の職員は苦悩した，という「目的・理想と実態の乖離」も論じられたことを明らかにした。

そこから③隣保相扶や総合性を重視する隣保事業と，民主主義思想に基づいて貧困な人

に教育的な役割を果たすセツルメントの違いを明確にする「セツルメント・隣保事業の峻別」も議論され，④牧賢一が，セツルメントが無産者階級への教育に取り組む際には無産者運動に比べると微温的に留まらざるを得ず，その役割も限定的になるという「隣保事業の行き詰まり」を嘆き，論争を招いたことも掘り起こした。

⑤この論争は，当時の日本の思想的な状況下では，キリスト教社会主義や協同組合思想は屈折しながらも辛うじて生存可能であったのに対して，マルクス主義的なセツルメント論は生存が極めて困難だったことを示していた。⑥戦時体制への移行と共に，隣保事業の思想的な保守性が前面に出るようになったことも，明らかにした¹⁾。

通常の研究では，仮説や研究の枠組みの提示がおこなわれるが，歴史研究の多くは必ずしもそのような方法を用いず，文献を読みこみ，その内容に即して枠組みを構築し，執筆されるため，本稿もそれを踏襲した。具体的には，前掲論文で示した枠組みに沿い，本稿では「セツルメントの対象」と「セツルメント・隣保事業と社会政策，方面事業との関係」，「セツルメント・隣保事業の公営・私営

をめぐる論争」, 「セツルメントの職員と住み込み者についての議論」, 「セツルメントにおけるコミュニティ・オーガニゼーション論の到達点」, 「セツルメントの教育的側面とコミュニティ・センター論」について, 検討する。

筆者は上述の研究の目的を果たすために, 2016年12月に日本福祉大学付属図書館で一般利用者として登録し, 第二次世界大戦以前(戦前)を代表する『社会事業』『社会福利』『社会事業研究』の三誌のなかから, セツルメントや隣保事業に関する論文を閲覧・複写して, 本稿を執筆した。なお賀川豊彦や志賀志那人, 大林宗嗣については稿を改めて詳論するため, 本稿ではふれていない。

本稿は文献による歴史研究のため, 「金城学院大学研究倫理指針」(2015年12月21日制定)ならびに「一般社団法人日本社会福祉学会研究倫理指針」(2010年4月1日施行), 「社会事業史学会研究倫理指針」(2015年5月10日施行)を遵守して, 執筆した。特に倫理面では「引用」や「差別的表現とされる用語や社会的に不適切とされる用語」に配慮した。

なお本稿で扱う時期については, 大正デモクラシーや昭和恐慌など, 元号との関連もみられるため, 末尾の【文献】では, 西暦と元号を併記した。

第1節 セツルメントの対象—地域と貧困な人 (the poor), 貧困 (poverty) への視点

(1) 「セツルメントは貧困な住民が多い地区に設立された」という言説の問い直し

筆者も含めた, 今日セツルメントについて学ぶ者にとって, セツルメントが貧困な住民が多い地区に設立されたことは自明であろう。しかし昭和初期の関西では, 「セツルメントが設立されるのは貧困な住民が多い地区

のみであり, それ以外の地区にはセツルメントは不要である」という言説には, 疑問が述べられていた(大阪セツルメント協会 1929: 9)

また関東でも関東大震災後に区画整理が進み, 建物の変化と住民の移動により, 貧困な住民が多い地区か否かの判断が困難になり, 隣保事業の対象が無産者か, より広い対象を含めるのかについても, 議論された(隣保事業座談会 1929: 76-7)。寿命が短い家屋の建て替えにより, 既に貧困な住民が多い地区ではなくなった所に隣保館だけが建設される, という例もみられたようである(隣保事業座談会 1931: 59)。

「セツルメントの対象が何者であるかを明確に規定, 意識してゐるものは, 殆んど無いと云つてよい。ある者は極貧者を相手にして満足し, 或る者は中流階級の家庭メンバーの組織化を以て能事終れりとしてゐる。而もその区域はハウスの極く近傍に過ぎず, ハウスと各家庭の連絡を充分考慮せるものは少なく, 且, 積極的に該当に出る事なく, 消極的にハウスに集りし者のみを相手にすると云ふやり方である」(松本徳二 1933: 9)

(2) セツルメントの対象の「教化の可能性」による限定

「貧困な住民が多い地区」を把握するには, 建物や道路, 衛生状態などの物的環境から把握する方法と, 住民の所得ならびに所得の源泉である労働や職業に注目して「社会階層」から把握する方法がある。当時のセツルメント論では後者の方法により議論されたが, どの社会階層をセツルメントの対象として想定するかは, 論者により異なっていた。

賀川豊彦の協働者であった吉田源治郎は,

セツルメント事業の歴史を、①救済事業を主とした時代、②教育事業を主とした時代、③協同組合運動を主とした時代に区分し、この三段階でセツルメントの対象も転化した、と述べた。第一段階の対象はイギリスの貧困な人たちであり、第二段階の対象はヨーロッパ諸国からアメリカにきた、貧困な移民であった。吉田は、労働者は教化運動の対象であり、貧困な人たちは救済運動の対象である、という賀川の見解に依拠して、私営セツルメントが後者を対象とすることは困難であり、その道を歩むとセツルメントは救済や救護機関のデパートになり、セツルメントとは呼べなくなると指摘した（吉田源治郎1930：32-4）。なぜ賀川がこのような見解に至ったのかについては、別稿で詳論したい。

当時吉田は、神戸では救済事業的なセツルメントに、大阪では教育的なセツルメントに、そして東京では協同組合運動を主とするセツルメントに関わっていたため、今後のセツルメント事業の主な対象は、第三段階の「協同組合運動を主とした時代」にふさわしい、教化の可能性のある無産者（工場労働者、不熟練労働者、小商人、手工業者とその家族）である、と述べた。そして組織をもたない人たちが組織を活用するうへでは、最も貧困な人たちはセツルメントの対象に要求される「共同小社会を組織する能力」を有しないとみなされ、協同組合運動を主とするセツルメントの対象から除外された（吉田源治郎1930：36-7, 39）。当時関西では、熟練労働者階級の覚醒を重視すべきである、という意見もあった（大阪セツルメント協会1929：11）。

この考え方は、「貧困という事実」以外に「機関の目的」から対象を規定する、という論理によるものであり、その観点からは合理性があるのかもしれないが、協同組合運動の

推進をセツルメントの目的として過度に強調すると、「教化の可能性を有しない」とみなされた貧困な人たちは、セツルメントの対象にならないおそれがある。当時も「隣保事業の対象は単なる無産大衆のみではない」や「スラム地区の現実に無関心であってはならない」という指摘もあった（笠島1935：49）。

松本征二はより慎重に、隣保事業の対象を生活に余裕のある者から極貧者まで「その地区全部の人」を含む、漠然としたものであるとして、細民階級の現状からみると「最も貧しい階級の一段上位にある階級である」と述べた。そして協同組合を組織化するには出資金の徴収によって対象が限定されるため、上位の階級が大部分を占め、中流階級の生活援助に終わるという状態も生じる、と指摘した（1934b：28）

(3) 最も貧困な階層への限定と階層移動への視座

川上貫一は「高橋清一郎」という筆名で（重田・吉田1977：21。以下「高橋」と記述）、当時のセツルメントにおける対象論の不在を指摘した。

「即ち今日の所謂セツルメントは先づその対象に就て標準を失つて仕舞つてゐる、それは極端には無対象である、或は一切の社会が、或は一切の『市民』が対象とされてゐる。尤も原則的にはそれが、都市の密集地区に設置される傾向を保有してはゐるが、それも今ではたゞ一種の慣習的傾向であつて、一度その事業内容を見ると特定の対象もなければ、特定の目的ももつてはゐない」（高橋清一郎1931：10）

そして高橋は、セツルメントの対象となる地区にも、未組織な状態にある貧困な人たち

とそれ以外の貧困な人たちが住んでおり、前者をそのような地区から抜け出し、組織された無産者になれるようにすることがセツルメントの目的である、と記述した。無産者一般とは異なる社会階層として位置付けられた「最も貧困な階層」をセツルメントの対象に位置づけ、この階層が組織されて発言力をもつことによって、より高所得で労働と生活が安定し、自由で解放された階層へと移動できるようにすることを、セツルメントの目的としたのである（高橋清一郎 1931：10-1）。このような考え方であれば、機関の目的により対象を限定する思考法よりも、貧困層を視野に入れることが可能になる。

(4) 貧困な人 (the poor) から貧困 (poverty) への視座の拡大

貧困を把握する際には、貧困な人 (the poor) のみに着目して、その生活の苦しさを描写する方法もある。しかしそれだけにとどまらず、最も貧困な階層と、それより高所得で、労働と生活が安定した社会階層を連続的に捉え、貧困 (poverty) をより広範な階層にも共通した問題として把握する方法もある。

安達正太はセツルメントを、無産者に対する教育運動であり、大衆協同の運動であると規定した。そしてセツルメントの増設が叫ばれながら、他方ではセツルメントの価値の希薄性が叫ばれている原因として、①貧困な人が多い地域についての認識の問題（貧困問題は特定の地区にみられる現象から、より広範囲な大衆の窮乏化に変化した）、セツルメントは従来の認識を踏襲して事業を行っている）、②セツルメントの経営資金の減少による問題、③セツルメントの人的要素の変化による問題（かつては人格者が要求されたが、今ではオルガナイザーとしての役割がセツラーに求められる）を挙げた。安達の指摘の

なかでセツルメントの対象論として重要なのは、当時の貧困層の細民への変化に着目し、広範囲な大衆の窮乏化と関連させたことであった（1934：34-5, 36-8）。

「貧困」は、明治期には最も貧困な階層が集住する地区という「空間」と、不安定で収入の低い「仕事（社会階層）」から把握された。そして大正期には、長屋に住む職工など、より高所得で、労働と生活が若干安定した「細民」も含めた概念へと拡大し、昭和期には恐慌や就職難のため、より広範な階層に共通する問題へと拡大した。当時のセツルメント論には、このような貧困や貧困論の変化に対応できていたのかが問われたのであった。

社会階層への着目は、所得の高低や労働と生活の安定度をメルクマールとするが、谷川貞夫のように、「社会構造の下での実存」に着目した論者もいた。谷川貞夫は、当時仕事が単調で報酬が少なかった手工業者が、より生き生きとし、充実した生存の特質を探索するところに、成人教育の発生を見出した（1935b：13）。セツルメントの対象を、「社会階層」の違いではなく、生活問題の異なる「側面」から規定する可能性もあったのである。

(5) 地域性を越えた「隣保事業の対象」—水上生活者への眼差し

この時期には水上生活者という「一定の地域に定住しない人たち」も、隣保事業の対象として認識された。鈴木英男によると、水上における隣保事業の対象は絶え間なく移動するため、水上の隣保事業もまた、ある程度移動しなければ目的を達することはできなく、産院や移動乳児院、移動託児所、健康相談所の設置と青年へのクラブ活動、診療所、相談所などの必要性が、指摘された（1933：52-65）。

関西でも中村遥が、水上生活者の繋ぎ場に近い便利な場所に隣保事業の本拠を置いて、児童保護に関する施設や母子保護に関する施設、医療及び衛生に関する施設、文化的諸施設を設置することを提案した。後の「大阪水上隣保館」につながる記述である（1935：73-5）。

そして戦後を経て高度成長期には、貧困な人が集住する地域が減少した。そのなかで村田松男は、隣保事業の目的を救貧と考えるならば、当該地域が貧困でなくなったなら隣保事業は他の貧窮地域に移動すべきであるし、防貧と考えるならば、貧窮地域を脱出した住民が昔の境遇に陥ることを防ぐための活動をするべきである、と指摘した（1960：19）。

(6) セツルメントが対応できる「貧困」の問い直し—貧困の「深さ」と「側面」

筆者自身も、かつて歴史のあるセツルメントでアルバイトさせていただいた時に、そのセツルメントを訪れたホームレス状態にある人への対応に、職員が苦慮する光景を目の当たりにした。セツルメントは貧困な人の支援から始まったが、所得保障の機能をもたないため、貧困の「深さ（最低限度の生活を送るために必要な所得水準と、その人の所得水準の隔たりの大きさ）」が著しく、住居を確保して定住できないほど低所得で、職業も不安定な「非定住的貧困」への対応は困難だが、低所得でもアパートを借り、家族で生活を維持できる程度の階層であれば、保育などのサービスを提供し、支援できることを実感したのである。

所得保障の機能をもたないセツルメントがすべての貧困に対応すると考えると、目的や課題の大きさと現実の機能の乖離が著しいため、セツルメントはジレンマに陥る。後付け的ではあるが、貨幣の不足や賃金の低さ、労

働の不安定さなどの「貧困の量的側面」には社会政策が対応し、セツルメントは貨幣だけでは充足しきれない「貧困の質的側面」に対応すると考え、貧困層が社会政策や公的扶助により所得や住居を確保したうえで、セツルメントはサービスの提供やソーシャルワークの方法、教育などにより、「貧困の質的側面」から支援すると考えるならば、社会政策との役割分担という観点から、セツルメント独自の目的や機能を設定することができる。そこから谷川貞夫のように「社会構造の下での実存」という思考法を展開させると、戦前・戦後のセツルメント論はより説得力のある理論を展開できたのではないだろうか。このような問題意識により、次節では当時のセツルメント論において、セツルメントと社会政策の関係がどのように認識されていたのかを、検証したい。

第2節 セツルメント・隣保事業と社会政策、方面事業との関係

(1) セツルメント・隣保事業と社会政策についての議論

しかし当時の『社会事業』『社会福利』『社会事業研究』のなかで、セツルメントや隣保事業と社会政策の関係について言及されていたのは、管見の範囲では赤尾秀高「社会改造とセツルメント」（『社会事業研究』第15巻第2号、1927＝昭和2年）のみであった。

赤尾は広義の社会政策について、既存の産業制度や経済組織、社会組織を肯定しつつ、欠陥の存在を確認し、改善を図るものであり、工場法や労働保険法、労働者に対する救済教育、金融等の諸施設などの「他力的社会政策」と、労働消費組合や信用組合の設立等の「自力的社会政策」が含まれる、と分類した。そしてセツルメントは他力的社会政策に自力的社会政策を加味したようなものであ

り、セツルメントの目的は過度に物質的な社会政策に対して、精神的な社会政策を確立することであると述べた(1927:90-1)。今日用語法でいうならば、他力的社会政策は国家による社会政策、自力的社会政策はボランティア・アクションにあたる。そして既存の産業制度や経済組織、社会組織を肯定するという立場は、マルクス主義ではなく社会改良主義である。

事実赤尾は、諸般の害悪は、個人の心がけだけでなく、社会制度の罪にも帰すると述べて貧困の個人的な責任にとどまらない社会的原因を示唆し、セツルメントは資本主義に潜む不公正を憎み、デモクラシーを徹底させようとするが、マルクス主義の階級闘争は是認しない、と明言した(1927:91, 91, 93)。

(2) セツルメント・隣保事業と社会政策についての議論の限界

1929(昭和4)年に公布された救護法の実施が1932(昭和7)年まで遅れたことも、隣保事業の対象の混乱とセツルメント・隣保事業と社会政策の関係についての議論の不足の一因であったのかもしれない。田中法善は社会政策の重要性を認識しつつも、救護法の実施直後であり、不備や欠陥も多かったため、隣保事業も対象の選択で混乱し、教化や指導よりも窮迫した人の相談にのり、助力することが求められた、と説明した(1935:20)。これらの論文が書かれた時期には、救護法と隣保事業がそれぞれに独自の対象と役割を定めて連携し、貧困問題の解決にあたるというよりは、共に混乱の渦中にあると推察される。

当時の社会政策は、学問的にも混乱ないしは停滞していた。1907(明治40)年に第1回大会を開催した社会政策学会は、1924(大正13)年以降は一時休会に陥っていた(玉井・

杉田2016:13)。社会事業と社会政策の関係が近代的・科学的に論議されるようになったのは、大河内一男が1938(昭和13)年に公にした「わが国における社会事業の現在及び将来—社会事業と社会政策の関係を中心として—」以降であり、大河内や岸本英太郎等が社会政策本質論を展開したのは、第二次世界大戦後であった(高田1998:51-2)。セツルメント・隣保事業についての論文が数多く書かれた時期が社会政策学の空白期であったことも、セツルメント・隣保事業と社会政策の関係や役割分担を含めた理論構築を妨げ、階級闘争の是非に直結したセツルメント・隣保事業論を形成させたのかもしれない。

戦後以降の社会政策論や社会福祉論では、生活自助の限界を社会的にカバーする社会政策や社会福祉政策は、資本や国家による「讓歩」であり、労働者階級の闘争が生活困難を実質的に解決する福祉を発展させる、という論理が展開された(高島・三富1982:215)。しかし戦前には、社会政策論の展開やマルクス主義をめぐる諸状況もあり、貧困問題へのセツルメントの取り組みについて、社会政策を媒介させ、両者の役割の違いに基づいたセツルメント論の展開は、困難だったと推察される。

むしろ社会政策を媒介させられないまま、貧困問題の解決と無産者階級による運動を直結させ、そのなかでのセツルメントの位置と役割を考えざるを得なかったところに、当時のマルクス主義的セツルメント論者の悩みがあったのかもしれない。

(3) 隣保事業と方面事業の関係についての議論

岡山で1917(大正6)年に創設された濟世顧問制度は、1918(大正7)年に大阪府では方面委員制度、東京府では救済委員制度とし

て展開し、東京府では救済委員のなかに方面委員が設置された。1932（昭和7）年の救護法施行により方面委員は同法の補助機関に任命されたが、当時の方面委員には法的な根拠はなかったため、1936（昭和11）年に方面委員令が公布され、翌年から施行された（吉田久一 1979：130-2, 237-8）。

このような救護法と方面委員令の施行時期により、救護法施行前年の「隣保事業座談会」では、方面委員が隣保事業も社会事業も救済的な仕事をすると考え、救済してほしいケースを隣保事業にもちこむ例が報告された（隣保事業座談会 1931：64）。隣保事業と方面事業の関係は、混乱からスタートしたようである。そして救護法施行2年後には佐瀬六郎が、セツルメントと方面委員の協力の必要性を指摘した（1934：62）

方面委員令公布の前年には、救護法下の方面委員の実態に基づき、「協力」を安易に主張するだけでなく、「隣保事業の独自性の喪失」も議論された。谷川貞夫は、東京市の方面事務所における事務処理が、市民館がある地区では市民館に方面事務所を移しておこなわれたが、市民館がない地区では方面事務所を利用して隣保事業がおこなわれるという、方面事務の隣保事業化を報告し、既設の民間隣保事業との関係について考慮することも重要だと述べた。当時の方面委員は名誉職であり、その活動も積極的ではなかった。また隣保事業も、対象の組織化以前の、来館者との個人的な関係の構築にとどまるところもみられた。その結果、方面委員と隣保事業の関係も緊密ではなく、隣保事業は一般からは教化をおこなう機関というよりは、曖昧で必要性が乏しい存在として認識されがちであったため、方面事務の隣保事業化は理論的には喜ぶべきだが、私営事業の不要論につながる危険性も内包していた（1935a：2-6, 9）。

松本征二も、方面委員が地区内の細民の救助に携わり、大都市では有給の補助職員を増やす必要があるため、東京市では市民館と方面事務所が併合され、隣保事業が方面事業の従属物のようになることを危惧した（1935：26-7, 29）。

(4) 隣保事業と方面事業の関係についての認識の混乱

東京では米谷豊一が市民館と方面委員の関係について、日本における都市隣保事業は市民館と方面委員という、形態と内容が異なる二種類の機関によって施行されていると述べ、公設市民館を欧米のセツルメントと同様に社会理想主義的精神から生まれ、欧米と同様に多様な事業をおこなう、近隣社会の向上進歩を目指す教化施設であると論じた（1936：35-6）。この公設市民館が大阪の北市民館を指すのであれば米谷の主張も理解できるが、そうでなければ、柴田謙治（2017）で紹介した、当時のセツルメントにおける理想と現実の乖離や、セツルメントと隣保事業の峻別から飛躍し、教育性と総合性の違いを無視した記述である。

米谷は方面事業について、大阪府の方面委員規程を紹介し、「個別的に、すなわち部分から全体に及ぼそうとする点に特徴があり、社会の単位は個人のため、各個を整えることが全体を整えることに帰着するため、個の向上進歩を招くことは隣保事業である」という、個の向上を隣保事業に発展させる論を展開した。「方面の生命は委員であり、市民館の生命は施設である」という記述のなかで、市民館の生命を「施設」と規定したことは、理解し難い（1936：37-8）。

米谷は翌年には、東京の市民館が方面館と改称され、大阪北市民館に方面事務所が設置されたため、市民館と方面事業は目的も対象

も精神も同一であり、方面事業は個別的、市民館は全体的という意味で、機構と機能は異なると主張した(1937:16-8)。この主張については、事実関係を精査・検証する必要がある。

隣保事業と方面事業の関係についての議論は、救護法の施行や方面委員令の公布などの時機的な問題もあり、明確に整理されるのではなく混乱したまま、戦時体制に入ったようである。

第3節 セツルメント・隣保事業の公営・私営をめぐる論争

(1) 私営の長所と短所の指摘

日本のセツルメント論では、早い時期から、公営と私営のどちらが望ましいのかが議論されていた。

小島幸治は、セツルメントの目的は「生命の缺乏」の除去であるという前提をおき、公営と私営について論じた。小島によると、生命の缺乏(the poverty of their own life)が貧困な人を堪え難い状況に堪えさせ、刹那的にさせるため、高尚な生活の手段を有する人との接触により、生命の缺乏を取り除くことがセツルメントの根本精神であり、目的である。それゆえにセツルメントは、本質的には教化事業ないしは運動である(現在上記のような主張をおこなうと、差別的に聞こえるが、あくまでも90年程前の記述として引用した)。欧米では私営が中心だが、日本では大学セツルメントが少なく公営が増加しており、公営と私営には一長一短があるので、どちらであるべきかを問題にしない。いずれにせよ、有志家が少なく有給職員が多い所は、生命の缺乏の除去に寄与することができない、というのが小島の主張であった(1926:30-1, 35)。

生江孝之は、社会事業の中でも隣保事業は

人格本位の事業であるため、制度によって左右される公営事業よりも精神を基調として活動し得る私営事業が適当であると述べた。公営もしくは準公営のなかにも、関西などにある成績が佳良なものから、根本精神が消滅し単なる会館運動になったものも含まれるため、公営を非難するわけではないが、私営が最良と信じる、という記述には、大阪の北市民館や志賀志那人への配慮が含まれているのであろうか(1928:22-3)。また本所基督教産業青年会主事の木立義道は、「自由さ」という観点から私営を支持した(1930:62)。

ただし私営のセツルメントにも、問題がないわけではない。東京帝国大学セツルメントの佐瀬六郎は、日本のセツルメントの発達を阻む要因として私設社会事業の分立的傾向を挙げ、慈善事業の残滓が大同団結を阻害していると指摘した(1934:60, 61-2)。

(2) 東京府・市立の公営の組織的問題

公営のなかでも、東京府・市立の隣保事業には、批判が多かった。柴村半五は公営セツルメントについて、東京では有力者の意向により細民地区の外に設置されがちで、経済的・時間的余裕が無い学生が多いため、ボランティアを求めることが困難であると述べた。そのため有給職員が諸事業を計画し、遂行するが、公営は政治的な関係に左右されるため、市民館の館長の権限が乏しいことを指摘した。階級闘争が先鋭化するなかで、支配階級的な教化に立脚する公営では人道主義的な観念は介在を許されず、さらに東京では私営のセツルメントの近くに公営の市民館が開設されて「公営セツルメント網」が形成され、私営は寄付金の確保が困難になり、財政問題に苦しむようになった(1931:15-7)。

公営の隣保事業における、独自の立場や指導原理の欠如も批判された。東京市の主事で

あり隣保掛長の財部叶は、関東大震災時に大阪府から指定寄付を受け、東京市養育院の一部である小石川区大塚町に東京市小石川隣保館を設置したという経緯を紹介しつつ、東京市の市民館が余りに多方面から事業材料を吸収したため、独自の立場を保つことが困難になり、基本原理や指導原理、鮮明な理想を表現することができなくなった、と記述した（1934：99，100－2）。

また公営社会事業の、無統制な事業欲も批判の対象となった。田中法善は、当時の公営社会事業が、行政の確執から生じる無統制と、事務的事业欲による職場の堅持により、総合化が影を潜めたと批判した（1935：21）。

吉田源治郎は主任者の定住という観点から、公営セツルメントの限界を指摘した。吉田によると、セツルメントの主任者は施設の心臓的な役割を果たすため、創発権と自由裁量が許されなくてはならず、主任格が一定地域に何十年も住み慣れていることが必要であり、この点で公営には限界があると主張した（1935：112－3）。

(3) 東京府・市立の公営の体質面での問題

公営の隣保事業では、先駆性や理想を重視するセツルメントとは相容れない、「伝統的美風」を強調する保守的な思想もみられた。前述の財部は、貧困になる原因を「貧困と疾病と怠惰」の三要素から説明し、日本の社会事業が全国的に粗製乱造され、東京の社会事業が大震災により急激に増加し、拡大したため、思い切った整理や根本的な見直しが必要な時期にあると述べた。財部によると、社会事業は官公吏によるものではなく、「大和魂が発揮された至誠仁侠の伝統的美風の下に結束統制されてきた我国特有の民族精神に社会事業を溶かしきり、民衆の社会事業とすることが、我国特有の問題の解決法」である。そ

して市民館事業の目的は、市民の教化を高め、福利を増進し、共存生活の訓練に資することにあり、中産階級の転落を防止し、カード階級の更生に努力することも必要である、と記述した（1932：42－6）。筆者は、第二次世界大戦前の東京市の社会局について、一定の見識と先進性を有していたと認識していたが、多様な人材が在籍したようである。東京は日本の首都ゆえに福祉課題も集中し、豊かな財源により公営の社会事業や隣保事業を拡大したが、私営で「隣保事業」の流行に便乗した所も含めて、セツルメントに値する「質」が伴わなかったことも、セツルメント運動を内部から崩壊させたのかもしれない。

東京府社会事業協会の幹事であった中島千枝は、公営隣保館の館長の威張る性質や不熱心な性質、近隣との関係の希薄さを批判した（1930：73）。このような東京府・市立の公営セツルメントや隣保館の問題点から、「自治体が経営するところは、セツルメントとは別種の社会事業とみなすべきである」という指摘もみられた（内片 1934：76）。

(4) 公営・私営の一長一短と「最後は人の問題」という決着

光徳寺善隣館の佐伯祐正は、私営社会事業には組織はないが情熱と開拓性があり、公営社会事業は背景が立派だが独創性に乏しく、非人格的・機械的であると整理した（1932：105）。また松本徳二も両者を比較して、公営は私営よりも予算は豊富だが、行政の規程などに縛られて生気を欠き、固定化するおそれがあり、私営は比較的自由だが、資金の出資者に束縛され、官からの助成金が主要な資金を占めるため、官による統制に無意識的に服しがちである、と述べた（1933：9）。

また東京帝国大学セツルメントとかかわりの深い松本征二も当時の隣保事業について、

①財政問題（個人的寄付や催物による収入に依存するだけでは共倒れとなるため、官による助成金の増額や共同基金の確立などが求められる）、②主体的問題（組織、人的要素、団体間の連絡の問題。統一性のある職員組織が必要だが、創設者の独断専行による問題や職員間の感情的な対立もある。個人の欠点が事業に反映し、恒久性が乏しいため、確固とした組織が必要である）、③セツルメントと対象の結びつきの問題（ハウスに来る人との個人的な関係に終わりがちであるという欠点がある）、④人的要素の欠点（事業に興味がない職業的職員や、趣味をもっているも単に自分の欲するままに活動する人たち）という、公私に共通する問題点を指摘した（1934a：80-2）。

このように、当時のセツルメント・隣保事業の公営・私営をめぐる論争は、「要は人の問題である」という点で大体一致していたようである（笠島1935：45）。

(5) 社会的実験室としてのセツルメントと簡易セツルメント論

関東学院セツルメントの主任であった渡部一高（「渡邊」と表記された論文もあるが、同一人物のため、本稿では「渡部」に統一して、記述した）もまた、「公営私営の双方に短所があるため、いずれかは問題ではなく要は人にある」という結論に至った。そしてセツルメントでは大きな会館を立てるのではなく、有給者を最小限度にすることが望ましい、と主張した（1930：64-5）。

渡部はまたセツルメントについて、「社会的実験室論」を提起した。渡部によるとセツルメントでは、あらゆる理論が地区の人々によって無慈悲なまでに批判され、暴露され、改造されるため、一つの「実験室」と言える。「社会的」というのは、セツルメントが個人

よりも社会的な視点から無産者の経済生活を認識するからである。セツルメントは、「与える存在」や学校、幼稚園、教会等の既製品の廉売所であってはならず、「実験し、発見する」存在でなければならない。近代都市における社会事業が一応完成しつつあるなかで、セツルメントは社会事業の第一線から退き、新たな社会に向けた実験室となるべきである、というのが渡部の主張であった（1936：53-4）。

渡部は、貧困な人たちの生活を根拠とし、セツルメントが既成の学問を説いても、それが役立つかは、学校の教師が教室で語るような「生やさしいことではない」とも指摘した（1936：56）。

社会福祉が貧困を主要な課題としていた頃には、貧困・生活研究もエンゲル法則などの既存の理論の屈折を実証し、社会福祉研究にも「社会的実験室」性があったのかもしれない。貧困や生活問題を抱えた人にとっては「既存の理論がそのまま通用しない」という事実から、社会福祉学の性格や独自性が構想された時期もあったのである。しかし社会福祉学の主流が貧困から離れると、社会福祉における事実には既存の理論を当てはめて分析するだけで終わり、既存の理論の見直しに至らないような研究も、散見されるようになった。

関西学院大学教授であった松澤兼人は、壮大な会館式は予算がかかり、不況時には財政的に行き詰るため、託児やクラブ、復習学級、図書館、貯金奨励等の活動を組合方式で運営する「簡易セツルメント」を多数設置することを提唱した。家庭訪問し、地域に入り込む簡易セツルメントは私営が望ましい（1930：60-1）。

第4節 セツルメントの職員と住み込み者 についての議論

(1) セツルメントにおける「人の問題」

セツルメントにおける「人の問題」には、職員とレジデント（住み込みのボランティア）が含まれる。小山義孝によるとセツルメント従業員は、書記的事務員（庶務や会計）、接触的事務員（人々に直接接する、第一線に立つ事務）、組織的事務員（館の主腦的事務）に大別され、中産階級が没落し青年の多くが労働運動に参加したため、篤志家は少なくなり、運営の中心は従業員になることが予測された（1930：133）。

吉田源治郎によると、当時の日本ではセツルメントの指導者は男性が多いが、英米では女性の活躍が進んでおり、主任者は「自分が接触する人々のもつ潜勢力を発揮させることについて有能であることが望ましい」。「潜勢力の発揮」ということばは、アマルティア・センの可能力（capability）を想起させる。そして住み込み定住者には結婚後に子育ての問題が生じるため、セツルメント以外に職場や職業をもつ「準住み込み」が住み込み、新鮮な見解や広い視野を与えてくれる存在となることを提案した。また住み込まない「外来共働者」も重要であり、住み込み定住者と同様に、民主的な友情を築く能力や天真爛漫な態度などの資質が求められるが、規則正しい奉仕と責任感に加えて、何かの技能に熟達していることが望ましい（1935b：109－14）。

吉田は他の論文でも、セツルメントの中心的要件を「人」として、住み込みのボランティアの資質をバーネットの「まず人格を与えよ」に依拠して、品性、力量、高等教育と述べた（1935a：52, 55）。内片もまた、セツルメントにおけるボランティアの役割を重視した（1932：2－6）。

当時の日本では、セツルメントの指導者の

なかで女性は貴重な存在であった。その一人である興望館セツルメントの吉見静江は、職員の労働条件が厳しいため適任者を得難い、と述べた（隣保事業座談会 1936：70）。これは戦後から高度成長期にも、現実であった。

(2) 戦後の学生セツルメント運動

戦後に日本社会がファシズム的な抑圧から解放されるなかで、学生セツルメントによる自由な活動は息を吹き返した。後に大学教員となった北川隆吉は、日本の学生セツルメント活動は、その本質においては社会事業だが、日本資本主義の帝国主義侵略（戦争）との対決の中で、時の国家権力の対極としての位置をもつ「一個の社会運動」として存在したと述べた。北川によると、学生セツルメント運動の性格と位置は戦後にも本質的には変わらず、東京大学セツルメントは戦争によって一層深化した貧困と対決し、戦争と平和の問題を前面に掲げて、行動を具体化した（北川 1956：12）。

戦前と戦後を通して共通するセツルメントの性質とは、①学生や知識人が知識によって市民や農民、労働者と連携し、科学の私物化や御用化、象牙の塔化を排除すること、②ヒューマニズム、③民主主義的討議による自主的な運営参加である。戦前の東京帝国大学セツルメントは大学教員の援助の下で発足したが、戦後の東京大学セツルメントは学生が苦勞して再建したため、「人手不足→財政の困難→宣伝の不充分」という学生セツルメントに共通する悩みももっていた。しかしセツルメントの発展を決めるのは「地元にとって役に立つか」であったため、「なにより地元へ」を合言葉にして活動した。地域住民から共産党色について尋ねられることもあったが、やがて地元でセツルメント「友の会」がつくられ、組織化が進んだ。そのため、運動

の方向には、戦前の「抵抗」に対して、戦後は「積極的行動、創造的側面をもつ」という違いがある（北川 1956：13-4）。

同じく東京大学セツルメントに関わった高島進は、セツラーたちにとって平和とは、親族や学友、先輩を戦争によって奪われたことへの怒りに裏付けられたものであり、生活を守るということは、自分たちも含めて、多くの国民が飢餓に苦しんだという体験に裏付けられたものだったと述べ、セツルメントを「学生と地域の人々との助け合い運動」として意味づけた（1958：24）。「地域との助け合い」とは、コミュニティ・オーガニゼーションを想起させる言葉である。

第5節 セツルメントにおけるコミュニティ・オーガニゼーション論の到達点

(1) セツルメントにおけるソーシャルワークの方法

小澤一は1928（昭和3）年に、セツルメントの本質を社会組織事業（コミュニティー・オーガニゼーション）と喝破した（1928：79）。また松本征二は1934（昭和9）年に、セツルメントの方法として、グループワークを挙げた（1934a：82）。

一方内片孫一は、隣保事業では調査をおこなって隣保事業として実施すべき事業を見極め、住民から信用を得ることが重要であり、そのためには、相手の立場からものを考え、結果を急がないことも重要であると指摘し、「隣保事業の方法は、地区を対象とするケースワークである」と結論づけた（1930：40-4）。北代一義も1941（昭和16）年に、「隣保事業は教化により人格向上に取り組み、その目的を達成するために、社会調査だけでなくケースワークをおこなう」と記述した（1941：60-1）。

アメリカでレイン報告がコミュニティ・

オーガニゼーションについての理論を整理したのが1939年だったことを考慮すると、小澤の記述の正確さこそ驚くべきであり、内片や北代のような理解もあったことは、驚くほどでもないのかもしれない。

(2) セツルメントにおけるコミュニティ・オーガニゼーション的な記述

コミュニティ・オーガニゼーションにおいて地域住民は対象にとどまらない「主体」だが、本稿の「第1節 セツルメントの対象—地域と貧困者（the poor）、貧困（poverty）への視点」で取り上げた論文では、地域住民をセツルメントの対象から「主体化」する視点が書かれているものはなかった。このような主張をおこなったのは志賀志那人だが、それについては別稿でふれたい。

しかし前述の渡部一高は、「人道主義的センチメンタリズムは決して力のあるものではないのである」と述べ、聖書や祈りを教えても、精神の問題にとどまらない「生活の問題」に対しては無力だったという体験から、訓話説教で教化しようとすることは無意味か偽善であり、異なった生活を送る階級に教養を押し売りするのではなく、客観的な方法を用いなければならないと指摘した。渡邊は、セツルメントを作る前には候補地に指導者が住み込み、住民と関係を築くなどの準備が必要であり、貧困な人たちがおかれた状態を正確に写し取り、その人たち自身がその状態に気づくことが重要なため、「細民中心」でできなければならないと記述した（1932：12-9）、戦後の社会福祉協議会における「住民主体原則」を想起させる。

また吉田源治郎による以下の記述では「コミュニティ・オーガニゼーション」ということばは用いられていないが、内容はコミュニティ・オーガニゼーションそのものである

（「産婆」ということばを今日の助産師に用いるならば不適切だが、以下の引用文は90年程前のものであり、そこでは「地域で新たな動きが創り出されるように支援する人」という意味で用いられていたため、そのまま用いても今日の助産師に対して差別や偏見を助長することもないだろうと考え、原文のまま引用した）。

「（セツルメントの）主任者は、一箇の産婆、社会技師、社会組織者であつたら、それでその任務は果たされると云つていいと思ふ。彼が何をすると云ふのではなくて、彼の介助により、斡旋により、その近隣の人々が如何に動き出すか、そこに一つの団体が、組合が、集団が生みだされるが、彼がさうしたグループの組織者であり、母胎をつくるものであれば、セツルメント主任者としての彼の主要任務は果たされるのではなからうか」（吉田源治郎 1935.b : 114）

森健蔵による以下の記述は、コミュニティ・オーガニゼーションやコミュニティワークよりも、コミュニティ・ソーシャルワークに近いのかもしれない。

「隣保事業が地区大衆の個別的処遇そのものに終わつて、それで満足してゐる限り、斯る見直しの従つて、それ以上の発展も望まれないで、方面事業のオコボレを捨つてその処置に感傷的満足感を満喫するに過ぎないのである。個別的に取扱はれた事象を、全く個体的偶然性の観点ではなく、社会的観点に於て科学的に見直す時に、より貴重な資料が得られる。それは個別的処遇を軽視するのではなくして、之を更に発展せしめる為である。部分である個別的処遇が、全体の姿に於て見直されねばならな

い。この場合全体は部分の単なる算術的総和ではなくして、部分に於て既に全体の反映が洞察され把握されねばならない」（1936 : 31 - 2）

(3) 戦後のセツルメントとコミュニティ・オーガニゼーション

戦後に社会福祉協議会が設立されると、日本の社会福祉でも「コミュニティ・オーガニゼーション」という用語が知られるようになった。塚本哲は、隣保事業は貧しい人たちが住む地域への知識的な植民であり、平均化された一般の地域で隣人関係を緊密化し、共同の福祉を願望するのは地域組織化である、と隣保事業と一般の地域組織化の関係について説明した（1956 : 3）。

筆者は学生時代、「セツルメントはコミュニティ・オーガニゼーションを実践する」と漠然と期待していたが、その後日本のセツルメントでは、社会福祉の専門教育を受け、コミュニティ・オーガニゼーションを実践する能力を有する職員は、それほど多くはないことに気づいた。そのなかで最も専門的にコミュニティ・オーガニゼーションを実践できたのは、横須賀基督教社会館だったように思われる。

阿部志郎は、横須賀基督教社会館の館長に着任した年の秋に刊行された『社会事業』で、「セツルメントは、今日、行き詰まりを感じている」と述べ、当時のセツルメントが戦前の社会事業や社会運動、社会教育に影響を与えたほどの比重と価値をもって社会に存在を主張できるのかを自問し、セツルメントの存在価値そのものが社会的に問われていると記述した（1957 : 113）。

当時は学生セツルメントが復興していたが、阿部によるとかつてのような思想的意義と実践における社会的広がりはなく、セツル

メントの主流は隣保事業としてのコミュニティ・センターによって引き継がれた。セツルメントは強烈的な指導理念と思想性に裏付けられて地域社会に浸透し、その特質と意義は、価値創造を包含する思想性と自発性に基づいた指導精神に隠されていた。それに対してコミュニティ・センターは、社会的ニードに応じて、資源を動員し、統一し、具体化させるという、技術的立場に終始していたため、阿部はコミュニティ・センターをセツルメントの発展形態と呼びうるかと自問した(1957:114)。

阿部は以下のように日本社会とセツルメントの関係について論じ、「セツルメントは、一体どこに行くのであろうか」と問いかけて、日本の社会にふさわしいセツルメントのあり方と方向を探ね求める苦しみに備えていた(1957:117)。

「日本が国家主義へと踏み出す段階にあっては、英国のセツルメントにみられるように、セツルメントが社会主義への途を示し、漸進的に社会を改良してゆくことが思想的にも社会的状況においても許されず、社会事業か、社会主義運動かの二者択一の決断を迫られたわけである。社会事業としてのセツルメントに限界を感じ、社会主義運動へと飛躍したところに、一方において社会事業が技術を尊重し、中立的立場に立たざるを得なかったという日本の社会事業の問題もあるのである」(阿部1957:115-6)

第6節 セツルメントの教育的側面とコミュニティ・センター論

(1) セツルメントの教育的側面

セツルメントの教育的側面を軽視して、ソーシャルワーク実践や福祉サービスの提供

のみからセツルメントを論じることは適切ではない。小島幸治は1928(昭和3)年にセツルメントを、社会事業をおこない、定住者(無給奉仕者)を必要とする「社会的セツルメント」と、成人教育を主として定住者(無給奉仕者)を必要としない「教育的セツルメント(大学セツルメント)」に二分し、新たにセツルメントを始める場合には、総合的社会事業に傾きがちな「隣保館」ではなく、社会教育的な教育的セツルメントを増やすことを提言した(1928:18,24)。

また生江孝之もセツルメントの目的を、大学教授と大学生が貧しい人の友となり、生活を共にして貧しい人を教治し、向上させることと規定し、動機は宗教的であったが、方法は教育的であったことを強調した(1930:2)。藪季光も、日本における隣保事業の発達には、「人を中心として発達した施設」と「建物を中心として発達した施設」があり、隣保事業は一見社会事業のデパートであり、総合的社会事業の感を呈するため、今後は教育、教化に重点を置くことが望ましいと述べた(1930:70-2)。

松本征二も、当時の日本の状況ではセツルメントが臨時的に社会事業の総合機関を兼ねるのが妥当だが、セツルメントが無産者の文化的方面を受け持つことが原則であると指摘した(1934a:79)。前述の安達も、セツルメントが大衆協同の運動であると共に無産者への教育運動であることを強調した(1934:34-5)。

(2) 谷川貞夫とセツルメントにおける成人教育

セツルメント論者のなかでも、成人教育という観点からセツルメントと教育のかかわりについて論じたのが、谷川貞夫であった。

谷川は、セツルメントにおける教育事業の

中でも夜学が最も多数を占めており、昼間の労働に疲れた青少年が夜学で学ぶことは容易ではないことを理解していた。労働者教育を目的とする労働者学校はブルジョア的知識の詰め込みを否定し、プロレタリア科学の創造という立場に立っていたが、階級間の人格的交流や融和を含み、階級闘争を避ける位置におかれたセツルメントの夜学は、人格の陶冶を教育の目的とした。谷川は、退学率の高さなどの現実的な問題についても言及した（1928：33-6）。このような谷川の立場は、以下の文章からも、読み取ることができる。

「少なくとも隣保事業に於ける成人教育の目的は、対象をして集団社会に於ける生活の意義の体得、文化意識の覚醒並にその享受等を、近隣居住者の相互作用によつて為さしむべく促進するところにあるであらう」（谷川 1935b：17）

谷川は前掲の文章の「覚醒」が「必要に対する充足」とは異なることを強調し、成人教育は覚醒を促すことを企図すると述べた（1935c：12）。そして成人教育のなかでも、余暇活動としての文学や劇、音楽の重要性を語り（1935d：13-4）、セツルメントにおける教育活動においては、宣伝や周知、大学などとの協力の必要性を指摘した。セツルメントにおける成人教育では、メンバー自身が「学ぶこと」を語れるようになることに主眼があったのである（1936：41-3）。

(3) コミュニティ・センターへの途

前節では阿部志郎によるコミュニティ・センター論に言及したが、日本では戦前からコミュニティ・センター論が紹介されていた。

生江孝之は1930（昭和5）年に、ソーシャル・センター（別名コミュニティ・センター

など）には、隣人氣分の涵養助長を目的とするものと、それに住民相互の教養と向上を加えるものがあると述べ、貧困な人だけでなく市民全体のための施設であると説明した。当時は日本でも孤立的な都市生活が始まり、親隣会や親和会が増えたため、生江はコミュニティ・センターに隣人氣分の涵養を期待したのであった（1930：4-11）。また内片孫一も、今後のセツルメントはコミュニティ・センターとなるように努力すべきであると記述した（1934：76）

そして終戦から10年ほど経過すると、谷川貞夫は「セツルメント乃至隣保事業施設や保育所のような地域的施設は社会生活の組織化運動の中心点として再認識されなければならない」と述べ（1956：2）、依拠する地域が貧困な住民が集住する地域から一般的な地域へと変化したところでは、セツルメントはコミュニティ・センターへと看板を架け替えるようになった。

終わりに 一本稿で得られた新たな知見

本稿では、①セツルメントの対象論では、組織を作る能力を重視して最も貧困な階層を「対象外」とみなす見解と、広範な大衆の窮乏化と連続する「貧困な階層」とみなす見解が併存していた。②セツルメントの対象論が問われた時期は救護法の実施直後であったため、貧困のどのような側面に社会政策とセツルメントがそれぞれの役割・機能を果たすのか、という議論は深まりにくかった。③方面委員令の公布により、隣保事業が方面事務に吸収されかねない状況もあった。④セツルメント・隣保事業の公営・私営をめぐる論争は、両者の長所と短所を勘案し、「人の問題」に帰結した。⑤セツルメントで用いられるソーシャルワークの方法として、グループワークとコミュニティ・オーガニゼーション

が挙げられた。⑥セツルメントの教育的側面も重視され、近隣性を涵養するコミュニティ・センターへの途も第二次世界大戦前から示されていた、という新たな知見を得ることができた。

【文献】

- 阿部志郎（1957 = 昭和32）「セツルメント」『社会事業』第40巻40巻記念号
- 安達正太（1934 = 昭和9）「セツルメントを語りて提案一つ」『社会福利』第18巻第6号
- 赤尾秀高（1927 = 昭和2）「社会改造とセツルメント」『社会事業研究』第15巻第2号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 笠島角次郎（1935 = 昭和10）「隣保事業経営管見」『社会事業』第19巻第3号
- 北川隆吉（1956 = 昭和31）「学生セツルメント運動の理解と課題について」『社会事業』第39巻第12号
- 北代一義（1941 = 昭和16）「隣保事業と事件事業」『社会事業研究』第29巻第2号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 木立義道（1930 = 昭和5）「暗中摸索のセツルメント」『社会事業』第14巻第3号
- 小島幸治（1926 = 大正15・昭和元）「隣保事業管見」『社会事業研究』第14巻第2号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 小島幸治（1928 = 昭和3）「青年運動とセツルメント」『社会事業研究』第16巻第5号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 米谷豊一（1936 = 昭和11）「市民館と方面委員」『社会事業』第20巻第6号
- 米谷豊一（1937 = 昭和12）「隣保事業に於ける新傾向」『社会事業研究』第25巻第3号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 小山義孝（1930 = 昭和5）「セツルメント従業員について」『社会事業研究』第18巻第11号
- 松本征二（1934 = 昭和9a）「本邦に於けるセツルメントの現状批判」『社会福利』第18巻第2号
- 松本征二（1934 = 昭和9b）「隣保事業対象の組合化に就て」『社会福利』第18巻第9号
- 松本征二（1935 = 昭和10）「隣保事業と方面事業の接近」『社会事業』第19巻第3号
- 松本徳二（1933 = 昭和8）「セツルメントの哲学」『社会福利』第17巻第4号
- 松澤兼人（1930 = 昭和5）「簡易セツルメント提唱」『社会事業』第14巻第3号
- 村田松男（1960 = 昭和35）「隣保事業の性格分析」『社会事業』第43巻23号
- 森健蔵（1936 = 昭和11）「都市隣保事業を反省する」『社会事業』第20巻第6号
- 中島千枝（1930 = 昭和5）「セツルメント事業に関する一つの抗議書」『社会事業』第14巻第3号
- 中村遥（1935 = 昭和10）「水上隣保事業について」『社会事業』第19巻第3号
- 生江孝之（1928 = 昭和3）「隣保事業の意義及び之に対する希望数則」『社会事業研究』第16巻第4号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 生江孝之（1930 = 昭和5）「セツルメントとソーシャル・センターとはどう違ふか」『社会事業』第14巻第3号
- 大河内一男（1938 = 昭和13，1970 = 昭和45）「わが国における社会事業の現在及び将来－社会事業と社会政策の関係を中心として－」大河内一男著作集第五巻，青林書院新社
- 大阪セツルメント協会（執筆者は祝久太郎・賀川豊彦・川上貫一・エス・エフ・モラン・志賀志那人・田中藤太郎・富田象吉・矢野豊一・吉田源治郎）（1929 = 昭和4）「大阪に於けるセツルメント」『社会事業研究』第17巻第5号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 小澤一（1928 = 昭和3）「セツルメント事業の本質及組織」『社会事業研究』第16巻第10号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 財部叶（1932 = 昭和7）「市民事業の使命」『社会福利』第16巻第4号
- 財部叶（1934 = 昭和9）「東京市の市民館事業」『社会事業研究』第22巻第11号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 佐伯祐正（1928 = 昭和3）「セツルメント運動と学徒への希望」『社会事業研究』第16巻第4号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 佐瀬六郎（1934 = 昭和9）「新春におけるセツルメントの展望」『社会福利』第18巻第1号
- 柴村半五（1931 = 昭和6）「公私セツルメントの厳正批判」『社会福利』第15巻第8号
- 柴田謙治（2017 = 平成29）「戦前の日本における

- セツルメント・隣保事業の定義、目的と人権思想」金城学院大学論集（社会科学編）第14巻第1号
- 重田信一・吉田久一（1977 = 昭和52）『社会福祉の歩みと牧賢一』全国社会福祉協議会
- 鈴木英男（1933 = 昭和8）「対水上生活者隣保事業小論」『社会事業』第17巻第4号
- 高田和夫（1998 = 平成10）「本質論争から労働経済学へ」『社会政策叢書』編集委員会編『社会政策学会100年』社会政策叢書第22集，啓文社
- 高橋清一郎（1931 = 昭和6）「セツルメントの対象に就いて」『社会事業研究』第19巻第11号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 高島進（1958 = 昭和33）「戦後の学生セツルメントの『地域組織化』について」『社会事業』第41巻12号
- 高島進・三富紀敬（1982 = 昭和57）「第1章 戦後日本資本主義と福祉の構造」講座 今日の日 本資本主義編集委員会編『今日の日本資本主義9 日本資本主義と国民生活』大月書店
- 玉井金五・杉田菜穂（2016 = 平成28）『日本における社会改良主義の近現代像』法律文化社
- 田中法善（1935 = 昭和10）「総合的社会施設としての隣保事業」『社会事業』第19巻第3号
- 谷川貞夫（1928 = 昭和3）「我国のセツルメントに於ける夜学の問題」『社会事業』第12巻第6号
- 谷川貞夫（1935 = 昭和10a）「東京市方面事務の隣保事業化と民間隣保事業」『社会福利』第19巻第3号
- 谷川貞夫（1935 = 昭和10b）「隣保事業に於ける成人教育について」『社会福利』第19巻第5号
- 谷川貞夫（1935 = 昭和10c）「セツルメントに於ける成人教育運動とその傾向」『社会福利』第19巻第7号
- 谷川貞夫（1935 = 昭和10d）「セツルメントの成人教育的機能とその分野」『社会福利』第19巻第9号
- 谷川貞夫（1936 = 昭和11）「セツルメントに於ける成人教育の理想」『社会事業研究』第24巻第1号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 谷川貞夫（1956 = 昭和31）「私的社会事業における地域的施設の特徴」『社会事業』第39巻第13号
- 塚本哲（1956 = 昭和31）「地域組織化事業に就いて」『社会事業』第39巻第8号
- 内片孫一（1930 = 昭和5）「セツルメント事業の方法」『社会事業』第14巻第3号
- 内片孫一（1932 = 昭和7）「セツルメントの意義と任務」『社会福利』第16巻第4号
- 内片孫一（1934 = 昭和9）「隣保事業の現状批判」『社会福利』第18巻第2号
- 渡部一高（1930 = 昭和5）「セツルメントの中心は人である」『社会事業』第14巻第3号
- 渡部一高（1932 = 昭和7）「細民教化の中心としてのセツルメントと其の形態」『社会事業』第16巻第4号
- 渡部一高（1936 = 昭和11）「社会的実験室としてのセツルメント」『社会事業研究』第24巻第10号（復刻版第1刷，1976年，文京出版）
- 藪季光（1930 = 昭和5）「隣保事業雑感」『社会福利』第14巻第1号
- 吉田源治郎（1930 = 昭和5）「セツルメント事業の対象」『社会事業』第14巻第3号
- 吉田源治郎（1935 = 昭和10a）「セツルメントに於ける指導者並に共働者の問題（一）」『社会事業』第19巻第3号
- 吉田源治郎（1935 = 昭和10b）「セツルメントに於ける指導者並に共働者の問題（完）」『社会事業』第19巻第4号
- 吉田久一（1979 = 昭和54）『現代社会事業史研究』勁草書房
- 「隣保事業座談会」（1929 = 昭和4）『社会福利』第13巻第12号
- 「隣保事業座談会」（1931 = 昭和6）『社会福利』第15巻第8号
- 「隣保事業座談会」（1936 = 昭和11）『社会福利』第20巻第12号

注

- i) この段落の文章は、柴田謙治（2017）の「終わりに一本稿で得られた新たな知見」の記述とほぼ同一である。柴田謙治（2017）で得られた新たな知見を要約するとこのような文章になるため、あえて使用した。